

石川県公報

平成 25 年 11 月 1 日
第 1 2 6 4 3 号 (金曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示					
○県道の区域の変更	(道路整備課)	1	○都市計画事業の認可に係る公告	(都市計画課)	4
○県道の供用の開始	(同)	1	○宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告	(建築住宅課)	4
公 告			公安委員会		
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正		4

告 示

石川県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年11月1日から同月18日まで縦覧に供する。

平成25年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
片山津山代線	下記区間を道路区域から除外する。				大聖寺土木事務所維持管理課
	加賀市片山津町ニ23番1地先から 加賀市作見町イ2番1地先まで		6.60～41.00	1,707.4	
〃	下記区間を道路区域に編入する。				〃
	加賀市片山津町巳50番1地先から 加賀市富塚町チ87番11地先まで		15.70～44.60	2,241.4	
山中伊切線	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	加賀市片山津町セ88番1地先から 加賀市潮津町口16番1地先まで		6.60～25.10	2,230.1	
清水小坂線	金沢市夕日寺ホ55番1地先から	旧	6.20～11.40	215.0	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市夕日寺ハ20番3地先まで	新	10.30～20.90	215.0	
田尻祖母浦 半浦線	七尾市能登島長崎町シ3番1地先から	旧	5.70～10.90	50.2	中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市能登島長崎町式八43番2地先まで	新	25.10～47.10	50.2	

石川県告示第440号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年11月1日から同月18日まで縦覧に供する。

平成25年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
清水小坂線	金沢市夕日寺ホ55番1地先から 金沢市夕日寺ハ20番3地先まで	平成 25 年 11 月 1 日	県央土木 総合事務所 維持管理課
田尻祖母浦 半浦線	七尾市能登島長崎町し3番1地先から 七尾市能登島長崎町式八43番2地先まで	〃	中能登土木 総合事務所 維持管理課
金沢井波線	金沢市若松町乙3番1地先から 金沢市田島町ハ50番1地先まで	平成 25 年 11 月 4 日	県央土木 総合事務所 維持管理課

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 バロー小松店
 小松市北浅井町乙81ほか44筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (変更前) ユース小松店
 小松市北浅井町乙81ほか
 (変更後) バロー小松店
 小松市北浅井町乙81ほか44筆
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 株式会社ユース
 代表取締役 古谷 光雄
 福井県福井市文京一丁目16番1号
 (変更後) 株式会社バロー
 代表取締役 田代 正美
 岐阜県恵那市大井町180番地の1
- 3 変更の年月日
 平成25年10月1日
- 4 変更する理由
 株式会社バローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため
- 5 届出年月日
 平成25年10月22日
- 6 届出等の縦覧場所
 石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間

平成25年11月1日から平成26年3月3日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年3月3日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー串店

小松市串町ス11番地1ほか27筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ユース串店

小松市串町ス11番地1ほか27筆

(変更後) バロー串店

小松市串町ス11番地1ほか27筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ユース

代表取締役 古谷 光雄

福井県福井市文京一丁目16番1号

(変更後) 株式会社バロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

3 変更の年月日

平成25年10月1日

4 変更する理由

株式会社バローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため

5 届出年月日

平成25年10月22日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課

7 届出等の縦覧期間

平成25年11月1日から平成26年3月3日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年3月3日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー大聖寺店

加賀市大聖寺岡町ニの10

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ユース大聖寺店

加賀市大聖寺岡町ニの10

(変更後) バロー大聖寺店

加賀市大聖寺岡町ニの10

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ユース

代表取締役 古谷 光雄
福井県福井市文京一丁目16番1号
(変更後) 株式会社バロー
代表取締役 田代 正美
岐阜県恵那市大井町180番地の1

- 3 変更の年月日
平成25年10月1日
- 4 変更する理由
株式会社バローが関係会社の株式会社ユースを吸収合併したため
- 5 届出年月日
平成25年10月22日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市地域振興部商工振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成25年11月1日から平成26年3月3日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成26年3月3日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

平成25年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
白山都市計画道路事業3・5・27号金沢小松線	石川 県	白山市八幡町イ20番地 石川土木総合事務所	(1) 収用の部分 白山市八ツ矢町、東三番町及び殿町 地内 (2) 使用の部分 なし

宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

平成25年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許年月日及び番号
株式会社金沢地建	寺田清司	金沢市保古一丁目168番地	平成23年12月9日 石川県知事(7)第2308号

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第115号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月1日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第 1 (信号機の設置場所) 津幡警察署管内の表21の項を次のように改める。

21	西荒屋交差点	河北郡内灘町字西荒屋ハ6番地57先 主要地方道松任宇ノ気線と県道高松内灘線との交差点	S 48. 3. 31
----	--------	---	-------------

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

283	国道 8 号	加賀市箱宮町ラ50番地 1 先	国道 8 号本線分校町方向からオンランプ箱宮交差点方向への左折	車両	終日
-----	--------	-----------------	---------------------------------	----	----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 大聖寺警察署管内の表45、46の項を次のように改める。

45	国道 8 号 (オンランプ)	加賀市箱宮町74番地先	オンランプ一方通行道路から国道 8 号本線、小松市方向への右折	車両	終日
46	国道 8 号	加賀市箱宮町ヌ32番地 1 先	国道 8 号本線小松市矢田野町方向からオンランプ一方通行道路への左折	車両	終日

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

124	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	羽咋郡志賀町西山開87番地 1 先	上棚 I C 方向より西山 S A へ向かうオフランプから西山 I C より西山 S A へ向かうオンランプへの左折	車両	終日
-----	----------------------------	-------------------	--	----	----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 羽咋警察署管内の表35の項を次のように改める。

35	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	羽咋郡宝達志水町宿 2 号乙の部 1 - 17先	海岸方向から今浜インターチェンジ海側流出路方向への右折	車両	終日
----	----------------------------	--------------------------	-----------------------------	----	----

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 2 以上の警察署管内にまたがる表40の項を次のように改める。

40	県道草深木呂場美川線、県道鶴来水島美川線、川北町道中島橋新線、白山市道平加長屋線	白山市長屋町イ111番地先から能美郡川北町字土室戊10番地先まで		終日	約7,420 (白山署約680、寺井署約6,740) メートル
----	--	----------------------------------	--	----	---------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

240	市道東山 1 丁目線 9 号	金沢市東山 1 丁目 2 番 1 号先から金沢市東山 1 丁目 23 番 18 号先まで	約240メートル	毎時30キロメートル	終日	車両 (けん引③を除く。)
-----	----------------	--	----------	------------	----	---------------

別表第11 (最高速度の指定) 小松警察署管内の表207の項を次のように改める。

207	市道幸町土居原町線、幸町八幡線	小松市白山町550番地先（白山町交差点）から 小松市吉竹町1丁目37番地先まで	約2,670メートル	毎時50キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）
-----	-----------------	--	------------	------------	----	-------------------------

別表第11（最高速度の指定）2以上の警察署管内にまたがる表50の項を次のように改める。

50	県道草深木呂場美川線、県道鶴来水島美川線、川北町道中島橋新線、白山市道平加長屋線	白山市長屋町イ111番地先から 能美郡川北町字土室戊10番地先まで	約7,420（白山署約680、寺井署約6,740）メートル	毎時50キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）
----	--	--------------------------------------	-------------------------------	------------	----	-------------------------

別表第11（最高速度の指定）輪島警察署管内の表に次のように加える。

105	主要地方道七尾輪島線	輪島市熊野町リ部26番地1先から 輪島市市ノ瀬町12部15番地先まで	約1,350メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
106	主要地方道七尾輪島線	輪島市市ノ瀬町12部15番地先から 輪島市杉平町成坪29番地先まで	約4,650メートル	毎時50キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）

別表第11（最高速度の指定）輪島警察署管内の表61の項を次のように改める。

61	主要地方道七尾輪島線	輪島市三井町小泉上野8番地先から 輪島市熊野町リ部26番地1先まで	約4,900メートル	毎時50キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）
----	------------	--------------------------------------	------------	------------	----	-------------------------

別表第18（駐車禁止）小松警察署管内の表75の項を次のように改める。

75	市道幸町八幡線	小松市幸町1丁目1番地先（日の出町交差点）から 小松市吉竹町1丁目37番地先まで	約2,340メートル		終日	車両
----	---------	---	------------	--	----	----

別表第20（停止禁止部分の指定）金沢東警察署管内の表に次のように加える。。

38	国道359号	金沢市吉原町ニ105番地2先 (道路標示等により表示する部分)			終日	車両
----	--------	------------------------------------	--	--	----	----

別表第4（指定方向外進行禁止）津幡警察署管内の表316、346の項を次のように改める。

316		削	除
346		削	除

別表第11（最高速度の指定）七尾警察署管内の表5の項を次のように改める。

5		削	除
---	--	---	---